

野菜作り始めませんか



貸し農園の利用者を募集
手作り野菜で健康生活

自然の中で野菜作り 心も体も健康に

市では民間事業者による地域活性化のための事業を支援しています。

その一つが4月から始まる、無農薬で有機肥料を使った野菜作りができる貸し農園「旬菜農園ファームやました」(笹部)。能勢電鉄(株)と(株)マイファームが連携して実施する事業です。専任アドバイザーがサポートしますので、初心者でも安心して楽しく作業できます。

また、農具レンタルや有機肥料の備え付け(無料)のほか、トイレ、駐車場、駐輪場もあります。

1区画15平方メートルで全72区画。費用は月5400円(運営費が別途必要)。

貸農園の募集は1月25日から開始、現地見学会も随時受け付けています。詳しくは(株)マイファームTel 0120(975)257(日曜日、祝日を除く午前9時〜午後6時)か能勢電鉄ホームページ(URL: <http://noseden.hankyu.co.jp/>)。

市民農園の利用者を募集

産業振興課 Tel (740) 1164 Fax (740) 1332

喜蒲ヶ瀬農園 (西畦野)

4区画(1区画約40~43平方メートル)の利用者を募集。期間は4月から29年3月まで(更新可)。対象は市内在住者。費用は年1万~1万900円。申し込みは電話かファクスで住所、氏名、電話番号を書き、2月15日(月)までに産業振興課へ。定員超過の場合は抽選。2月20日(土)、23日(火)に現地説明会を実施する予定です。

グリーンファーム川西・西畦野

5区画(1区画約40平方メートル)の利用者を募集。期間は4月から29年3月まで。対象は市内在住で、徒歩か自転車、バイクで来園可能な人(駐車場なし)。費用は年9,000円。申し込みは電話かファクスで住所、氏名、電話番号を書き、2月15日(月)までに産業振興課へ。定員超過の場合は抽選。2月21日(日)、24日(水)に現地説明会を実施する予定です。

川西市長の あんばい話

スポーツ教室などの参加者急増
自ら動く習慣から健康なまちへ



立春も近づき、春の訪れを待ちわびるころとなりました。寒い日には、暖かい家の中にこもりがちになり、運動不足になるのもこの季節です。

市では、そんな市民の皆さんの運動不足を解消し、体を動かすことで健康になつてもらおうという取り組みを始めています。

その一つが「かわにし健康マイレージ」です。昨年10月に始まり、たくさんの

大塩民生

応募者の中から選ばれた参加者は700人。歩数の増加やスポーツ教室への参加などで、商品券や特産物などに交換できるポイントを貯めます。自分のペースで取り組むことにより、運動する習慣を身に付けてもらおうという、国の補助を受けてICT(情報通信技術)を活用した草分け的な取り組みです。

商品券などのインセンティブが健康への関心を高めるきっかけになり、普段、体を動かす習慣がなかった人の参加が増えて、以前の7倍にもなった教室があったと聞きました。今回の取り組みから、自ら動くことが定着していくことで、健康で幸せな生活を送る「健康」な人が増えていくことを期待しています。

健康、長寿は全ての人にとって大事なことです。一朝一夕には成果は表れませんが、何年もかけて、まち全体が「健康」になっていけばと思います。

税の申告は期限内に

2月8日~3月15日、確定申告の会場を開設
期間中、確定申告の相談は伊丹の申告会場で
市・県民税の申告が必要な場合も

所得税などの確定申告
伊丹税務署 Tel (779) 6121

2月8日(月)~3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く。ただし2月21日(日)、28日(日)は開設)午前9時~午後5時(混雑状況で早めに締め切る場合あり)、伊丹市立産業・情報センターに27年分の申告会場が開設されます。

期間中、伊丹税務署では申告相談は行いません。作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付、納税、納税証明書の発行のみを行います。

また、市役所7階会議室では、2月2日(火)~4日(木)午前9時~午後4時、作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみを行います。申告相談は伊丹の申告会場へ。

なお、確定申告は国税庁ホームページ(URL: <http://www.nta.go.jp/>)で作成し、e-Taxにより提出できるほか、印刷して郵送(申告書の控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封)もできます。



■所得税及び復興特別所得税 申告が必要な人

給与所得者は27年中の給与収入が2,000万円を超える人や、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人、給与を2カ所以上から受けている人、事業所得や不動産貸付収入のある人、土地・建物・株式などを売った人。事業・不動産所得などがある人は27年中の所得の合計

■国民健康保険・後期高齢者医療 配当・株式譲渡所得がある加入者は確認を

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者で配当所得・株式譲渡所得がある場合、源泉徴収のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択できる場合があります。

源泉徴収のみで納税を終わらせる場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。確定申告を行うと合計所得金額に加算されるため、保険税(料)の算定対象となります。詳しくは国民健康保険は国民健康保険課Tel (740) 1170、後期高齢者医療は医療助成・年金課Tel (740) 1108へ。

が、所得控除の額を超える人。
年金所得がある人は公的年金などの収入が400万円を超える人か公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える人、所得税の還付を受ける人。

記載漏れに注意
作成に当たっては、復興特別所得税欄の記載漏れがないよう注意してください。

還付申告
給与所得者など申告義務がない人でも、源泉徴収された人で、寄附金控除や医療費控除などの所得控除を受ける人や、退職などの理由で年末調整を受けていない人などは、申告すれば還付されることがあります。

還付申告センター
2月2日(火)~15日(月)午前9時半~午後4時、JR「北新地」駅前と阪急電鉄「逆瀬川」駅前の会場でも還付申告ができます。

市・県民税の申告
市民税課 Tel (740) 1132

所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人は、申告の必要はありません。昨年に市・県民税の申告をした人や、国民健康保険税や後期高齢者医療などの申告が必要と思われる人には、2月4日(木)に申告書を発送しますので、期限までに提出してください。公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告書の提出は不要ですが、市・県民税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人で収入がない人は、申告することで保険税(料)の軽減を受けることができます。

■申告が必要な人と受付場所

市・県民税(国民健康保険税・後期高齢者医療を兼ねる)の申告を2月5日(金)~3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く。ただし2月21日(日)、28日(日)は開設)、次の場所で受け付けます(確定申告の相談・受け付けは行いません)。
収入があり、下記に該当する人は市役所2階の市民税課へ。収入がなかった人は、同1階の国民健康保険課Tel (740) 1170へ。

28年1月1日現在、市内在住で次に該当する人

- ① 27年中に事業や不動産、配当(未上場など)などの所得があった人
- ② 給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されない人
- ③ 給与所得以外に家賃や年金、配当(未上場など)などの所得があった人
- ④ 27年中に中途退職し、再就職していない人
- ⑤ 配当所得(未上場など)がある人で、所得税の確定申告をしなかった人
- ⑥ 寄付金や医療費控除などを受けようとする人
- ⑦ 年金・恩給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、家賃や配当、給与などの所得があった人や、社会保険料や医療費などの諸控除を受けようとする人

28年1月1日現在、市外在住で市内に事務所や事業所、家屋敷がある人